

参考資料 2

刑法等関係法令の概要

刑法における 16 歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

1 面会要求等の罪とは

16 歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為※をした場合、面会要求等の罪が成立。(R5.7.13 施行)

※相手が 13 歳以上 16 歳未満のこどもであるときは、行為者が 5 歳以上年長である場合

① 性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態等の映像送信を要求すること
【1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金】

② わいせつ目的で、次のいずれかの手段を使って、面会を要求すること

- ・ 威迫、偽計又は誘惑（脅す、嘘をつく、甘い言葉で誘う）
- ・ 拒まれたのに反復（拒まれたのに、何度も繰り返し要求する）
- ・ 利益供与又はその申込や約束（金銭や物を与える、その約束をする）

【1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金】

③ ②の結果、わいせつ目的で面会すること
【2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金】

2 適用年齢

被害者年齢	20									
	19									
	18									
	17									
	16									
	15									
	14									
	13									
	12									
		14	15	16	17	18	19	20	21	22
加害者年齢										

児童ポルノ禁止法（概要）

1 正式名称

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

2 児童ポルノとは

写真、電磁的記録に係る記録媒体等に、次のいずれかの児童※の姿態を視覚により認識できる方法により描写したもの

※18歳未満の者

- ・性交又は性交類似行為
- ・他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ・衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

3 児童ポルノ禁止法による規制（第7条）

項	禁止行為	罰則
1 項	自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持、画像データの保管	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 項	特定かつ少数の者に対する児童ポルノの提供、画像データの送信	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
3 項	特定かつ少数の者に対する児童ポルノの提供目的での児童ポルノの製造・所持・運搬・輸出入、画像データの保管	
4 項	児童に姿態をとらせた上での児童ポルノの製造※	
5 項	盗撮による児童ポルノの製造	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科
6 項	不特定又は多数の者に対する児童ポルノの提供、画像データの送信、又は児童ポルノの公然陳列	
7 項	不特定又は多数の者に対する児童ポルノの提供目的や公然陳列目的での児童ポルノの製造・所持・運搬・輸出入、画像データの保管	
8 項	日本人による外国での、不特定又は多数の者に対する児童ポルノの提供目的や公然陳列目的での児童ポルノの輸出入（国外犯）	

※製造…児童ポルノを新たに作り出すことをいう。

（ハードディスク等の記録媒体への保存を含む。）

青少年インターネット環境整備法(概要)

1 正式名称

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)

2 基本理念

- ・ 青少年の適切なインターネット活用能力習得(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)
- ・ フィルタリング等の推進
- ・ 民間主導(国等は支援)

3 フィルタリング提供義務

携帯電話事業者に対して、契約者又は携帯電話端末等の使用者が青少年(18歳未満)の場合、保護者が不要を申し出た場合を除き、フィルタリングの利用を条件として通信サービスを提供することを義務付け 等

4 平成29年改正の主な内容

(1) 説明義務等の追加

携帯電話事業者及び代理店に対して、フィルタリング提供義務に加え、新規・変更契約時に下記を義務付け

ア 青少年確認義務

契約締結者又は端末の使用者が18歳未満か確認する。

イ フィルタリング等説明義務

①青少年有害情報を閲覧するおそれ、②フィルタリングの必要性・内容について、保護者又は青少年に対し説明する。

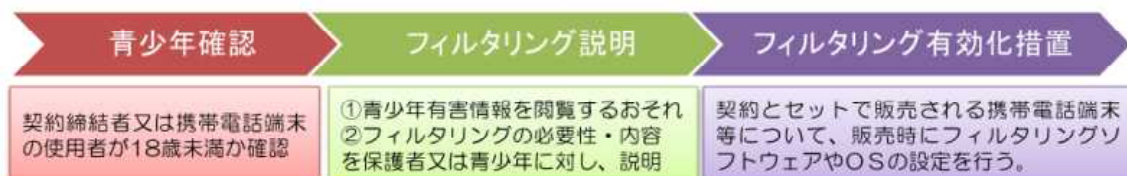
ウ フィルタリング有効化措置実施義務

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアの設定を行う。

【有効化措置】

①フィルタリングソフトウェアの操作のためのパスワード等の設定

②フィルタリングレベルの設定
(高校生・中学生モード等の選択)



(2) 対象機器の拡大

フィルタリング義務の対象機器を携帯電話・PHSに加え、データ通信用端末(タブレット等)に拡大